

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市は児童手当の支給に関する事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

那須塩原市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表の項番81 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1.情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42、125、141、161 2.情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番106、107
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部子育て支援課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話0287-46-5533
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子育て支援課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話0287-46-5533
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月3日	評価実施機関における担当部署	①部署 保健福祉部子ども課 ②所属長 子ども課長 菊地 富士夫	①部署 子ども未来部 子育て支援課 ②所属長 子育て支援課長 石塚 昌章	事後	事務所管部署の変更
平成27年12月3日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部子ども課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共壺社108番地2 電話 0287-62-7138	子ども未来部子育て支援課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話 0287-46-5533	事後	事務所管部署の変更
平成27年12月3日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部子ども課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共壺社108番地2 電話 0287-62-7138	子ども未来部子育て支援課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話 0287-46-5533	事後	事務所管部署の変更
平成29年4月26日	評価実施機関における担当部署	②所属長 子育て支援課長 石塚 昌章	②所属長 子育て支援課長 高久 幸代	事後	
平成29年4月26日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 子育て支援課長 高久 幸代	②所属長 子育て支援課長 相馬 智子	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部署	②所属長 子育て支援課長 相馬 智子	②所属長の役職名 子育て支援課長	事後	様式の変更
令和1年6月21日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月16日	法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年10月29日	評価書名	児童手当・特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和6年10月29日	8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク	-	十分である	事前	様式の変更
令和6年10月29日	8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式の変更
令和6年10月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事前	様式の変更
令和6年10月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式の変更
令和7年8月20日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	